

平成22年度税制改正について

目 次	
一 新たな政府税調の設置と平成22年度 税制改正の経緯……………	3
二 平成22年度税制改正大綱の概要……………	4
I 税制改革に当たっての基本的考え方 ……………	4
II 新しい税制改正の仕組み……………	4
III 各主要課題の改革の方向性……………	5
IV 平成22年度税制改正の概要……………	5
V 今後の進め方……………	7

平成22年度税制改正は、政権交代の結果、新たな政府税調の設置をはじめ、従来の税制改正プロセスとは異なる新しい枠組みの下で進められました。本稿では、新しい税制改正の枠組みや経緯に

ついて説明するとともに、新政権によって初めて取りまとめられた税制改正大綱を概観することとし、その中で平成22年度税制改正の概要について説明します。

一 新たな政府税調の設置と平成22年度税制改正の経緯

政権交代の結果、税制改正の枠組みは抜本的に見直されることとなりました。新たに「公平・透明・納得」という考え方の下、納税者の視点に立った政治主導の政策決定を行うとともに、税制改正の過程も一層の透明化を図ることとされました。

具体的には、政府と与党の税制調査会の機能を一元化し、政治家のみで構成される政府税制調査会が新たに設置されました。税制に関する政策決定はここで一元的に行うこととされ、従来の政府税制調査会は廃止されました。また、政策決定の過程を透明化するため、税制調査会での審議をインターネットで公開するとともに、審議後の記者会見だけでなく、資料や議事録もいち早く公開することとされました。

こうした方針に従い、昨年9月29日に「税制調査会の設置について」が閣議決定され、財務大臣を税制調査会長とする新たな体制が立ち上げられました。10月8日には、第1回税制調査会が開催され、内閣総理大臣から「現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高ま

っている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない」として、「国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める」とする諮問が行われました。

税制調査会は上述の諮問を受け、既に8月末時点で提出されていた税制改正要望について、各府省に10月末日を期限に見直しを求めるなど、新しい税制改正のプロセスをスタートさせました。その後、税制調査会では、最終的には計25回にわたる審議のほか、後述する「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するPT」で計10回の検討を行うなど、短期間のうちに精力的な議論を行いました。その結果、12月22日に「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～」の取りまとめが行われ、総理に答申するとともに、同日、同大綱の閣議決定が行われました。

その後、同大綱を踏まえ、本年2月5日に、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案」が

閣議決定され、同日、国会に提出され、3月24日に可決・成立し、4月1日に施行されました。

二 平成22年度税制改正大綱の概要

新政権によって初めて取りまとめられた平成22年度税制改正大綱は5章構成となっており、平成22年度税制改正の内容のみならず、税制改革に当たっての基本的考え方（第1章）、新しい税制改正の仕組み（第2章）とともに、今後の中長期的な方向性として、各主要課題の改革の方向性（第3章）を示しつつ、そのような改革に向けた第一歩としての平成22年度税制改正（第4章）、そして、今後の進め方（第5章）を示したものとなっています。以下では、本大綱の構成に従いつつ、その概要を説明することとします。

I 税制改革に当たっての基本的考え方

本大綱の第1章では、税制改革に当たっての基本的考え方として5つの税制改革の視点を示しています。すなわち、①納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とする、②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする、③税制と社会保障制度の一体的な改革を推進する、④グローバル化に対応できる税制のあり方を考える、⑤地域主権を確立するための税制を構築する、という視点です。

II 新しい税制改正の仕組み

1 新しい税制調査会の設置

本大綱の第2章では、上述のとおり、政権交代の結果、税制改正の新しい枠組みとして、税制調査会を新たに設置することの必要性や意義等を示しています。

なお、新しい税制調査会は、昨年9月29日の閣議決定によって立ち上げられましたが、その法制化を図るべく、「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する

法律案」が本年2月5日に閣議決定され、同日、国会に提出されています。

2 租税特別措置の抜本的な見直し及び租特透明化法の制定

また、本大綱の第2章では、税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って税制を公平で分かりやすい仕組みとするため、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進める方針も示されています。

このため、税制調査会の下に「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するPT」が設置され、精力的に検討が行われた結果、租税特別措置を見直すための言わば「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等が定められました。

租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目ありますが、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」では、これらの全てを「ふるい」にかけて、今後4年間で抜本的に見直すこととされました。見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に82項目（国税）の見直しが行われ、この結果として41項目（国税）を廃止又は縮減することとされました。

また、現行の租税特別措置の中には、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なくないことから、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、「租特透明化法」（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律）を制定することとされ、本年3月24日に国会で可決・成立し、4月1日に施行されました。「租特透明化法」は、法人税関

係の租税特別措置について提出を求める「適用額
明細書」を集計するなどの方法により租税特別措
置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告
することなどを定めています。

Ⅲ 各主要課題の改革の方向性

本大綱の第3章では、各税目の主要課題として、
下記のように今後の中長期的な改革の方向性が示
されています。

1 納税環境整備

納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判
所の改革、社会保障・税共通の番号制度導入、歳
入庁の設置等について、税制調査会に設置する
PT等において検討を行う。

2 個人所得課税

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向
け、税率構造の改革、所得控除から税額控除・給
付付き税額控除・手当への転換等の改革を推進す
る。

3 法人課税

租税特別措置の抜本的な見直し等により課税ベ
ースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企
業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調
などを勘案しつつ、法人税率を見直していく。

4 国際課税

国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、適切な課
税・徴収を確保するとともに、企業活動活性化の
ために税務執行に係るルールを明確化・適正化す
べく、必要な方策を検討する。また、租税条約に
ついて、ネットワークの迅速な拡充に努める。

5 資産課税

格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税
率構造の見直しについて平成23年度改正を目指す。

6 消費税

今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併
せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の
適正化も含め、検討する。

7 個別間接税

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、
健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した
税制の検討を進める。

8 市民公益税制（寄附税制など）

「新しい公共」の役割が重要性を増しているこ
とに鑑み、市民公益税制に係るPTを設置し、改
革に向けた検討を進める。

9 地域主権の確立に向けた地方税財源の あり方

国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方
が自由に使える財源を拡充するという観点から
国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。地
方消費税の充実など、偏在性が少なく税収が安定
的な地方税体系を構築する。

Ⅳ 平成22年度税制改正の概要

本大綱の第4章では、平成22年度税制改正の内
容が示されています。平成22年度税制改正は、「税
制全般にわたる改革」への「取組の第一歩」と位
置付けられており、その詳細は後の各章に譲るこ
ととしますが、本稿ではその概要を説明します。

1 個人所得課税

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」
との考え方の下、22年度において、子ども手当の
創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを
控除対象とする扶養控除（38万円）を廃止するこ
ととされました。また、高校の実質無償化に伴い、
16歳から18歳までの特定扶養親族を控除対象とす
る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止するこ
ととされました。

なお、成年扶養控除については、大綱（第3章）において、「議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組む」こととされ、また、配偶者控除についても、「考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組む」こととされました。

2 法人課税

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、

- ① 100%グループ内の法人間の譲渡取引について、資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益については、その資産がグループ外に移転する等の時まで、計上を繰り延べる、
- ② 中小企業向け特例措置（資本金の額が1億円以下の法人に係る制度）については、資本金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しない、
- ③ 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加する、

等の見直しを行うこととされました。

また、いわゆる「一人オーナー会社課税制度」（特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度）は廃止することとされました。なお、特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、大綱（第3章）で「給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度改正で講じる」こととされました。

3 国際課税

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、

いわゆる外国子会社合算税制について、

- ① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を、「25%以下」から「20%以下」に引き下げ、
- ② 企業実体を伴っていると認められる統括会社（事業持株会社・物流統括会社）の所得（下記③の資産性所得を除く）について合算対象外となるよう措置、
- ③ 資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について親会社の所得に合算して課税する、

等の措置を講じることとされました。

また、外国税務当局との情報交換に関し、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、外国への情報提供に係る規定を創設することとされました。

4 資産課税

現行の住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置について、生前贈与を通じて高齢者の保有する金融資産を活用し、経済波及効果の高い住宅投資の促進を図る観点から、2,000万円の所得制限を付したうえで、非課税限度額（現行500万円）を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に拡大することとされました。

なお、相続税については、バブル崩壊後の地価の下落にもかかわらず基礎控除の引下げ等が行われておらず、再分配機能が果たせているとは言えない状況となっており、こうした状況や金融資産の増加などの環境の変化を踏まえ、本大綱（第3章）で「今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指」すこととされました。

5 消費課税

揮発油税、地方揮発油税の現行の10年間の暫定税率については廃止することとし、その上で、原

油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、現在の税率水準を維持することとされました。ただし、指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、160円/ℓを超えることとなった場合には、燃料課税の本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置を実施することとされました。

自動車重量税については、グリーン化を行いながら、暫定税率による上乘せ分の国分の2分の1に相当する規模の税負担の軽減を行うこととされました。

また、地球温暖化対策のための税については、「今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進め」ることとされました。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、平成22年度において、1本あたり3.5円（国・地方それぞれ1.75円）の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行うこととされました。

6 市民公益税制（寄附税制など）

国税庁が行う特定非営利活動法人（NPO法人）の認定審査について、2回目以降の認定は原則として書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされました。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等の簡素化等を行うこととさ

れました。

また、「新しい公共」の役割が重要性を増していることも踏まえ、寄附金控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げることとされました。

7 納税環境整備

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、他の経済犯罪の法定刑の水準などを勘案して、脱税犯に係る懲役刑の上限を10年（現行5年）に引き上げる等、現行の国税に関する犯罪類型における法定刑の水準等について見直すこととされました。

V 今後の進め方

本大綱の第5章では、税制の抜本改革に向けた今後の進め方が示されています。すなわち、税制調査会の下に有識者からなる「専門家委員会」を立ち上げ、税制全般にわたり詳細な検討を進める方針を示すとともに、税制調査会は、専門家委員会の助言を受けながら、「内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします」との方針を示しています。

こうした方針に沿って、本年2月24日に専門家委員会が立ち上げられ、その後、80年代以降の内外の主な税制改革とその評価、税制抜本改革を進める上での課題と考え方についての検討が進められています。

【資料】

平成22年度の税制改正（国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度 (22年度増減収見込額)
1 個人所得課税		
(1) 諸控除の見直し		
① 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止	5,185	818
② 特定扶養親族に係る扶養控除の見直し	957	—
(2) 金融証券税制		
① 少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の創設	△ 198	—
② 生命保険料控除の改組	△ 364	—
(3) その他		
① 企業型確定拠出年金の個人拠出の掛金に係る税制措置	△ 226	—
② その他	△ 43	△ 12
計	5,311	806
2 法人課税		
(1) 資本に関係する取引等に係る税制	18	—
(2) 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入の廃止	△ 672	△ 672
(3) その他		
① 中小企業等基盤強化税制の拡充	△ 225	△ 135
② その他	△ 5	—
計	△ 884	△ 807
3 資産課税		
(1) 定期金に関する権利の評価方法の見直し	23	—
(2) 相続税の障害者控除の見直し	△ 24	△ 8
計	△ 1	△ 8
4 消費課税		
(1) 車体課税		
① 自動車重量税の見直し	△ 1,656	△ 1,656
② 自動車重量税の軽減措置の対象拡充	△ 2	△ 2
(2) たばこ税	1,232	525
(3) その他		
① 沖縄路線貨物便に係る航空機燃料税の軽減	△ 1	△ 1
② 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化	39	20
計	△ 388	△ 1,114
5 市民公益税制（寄附税制）		
所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ	△ 3	△ 3
6 租税特別措置の廃止・縮減		
(1) 給与所得者等の住宅資金の貸付け等に係る課税の特例の廃止	10	—
(2) 情報基盤強化税制の廃止	722	579
(3) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の見直し	89	79
(4) 公害防止用設備の特別償却制度の見直し	2	2
(5) 特定電気通信設備等の特別償却制度の廃止	9	8
(6) 資源再生化設備等の特別償却制度の廃止	6	5
(7) 海外投資等損失準備金制度の見直し	12	11
(8) 保険会社等の異常危険準備金制度の見直し	22	22
(9) 相続税の小規模宅地等の特例の見直し	114	38
(10) 特定目的会社等に係る登録免許税の特例の見直し	10	—
計	996	744
合計	5,031	△ 382